

電気料金メニュー定義書

「リボングリーン」

2026 年 11 月 1 日 実施

株式会社リボンエナジー

目次

1. 適用.....	3
2. 本定義書の変更.....	3
3. 定義.....	3
4. 適用条件.....	3
5. 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	4
6. 契約電流、最大需要容量、契約容量および契約電力.....	4
7. 電気料金.....	6
8. 適用期間.....	6
9. 契約電流または契約容量の変更.....	7
附則	
1. 実施期日.....	8
別表	
1. 従量料金.....	9
2. 容量拋出金相当額.....	10
3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	10

1. 適用

- (1) この電気料金メニュー定義書「リボングリーン」（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社リボンエナジー（以下「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまに電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、電気需給約款第1条第2項に定める地域に適用します。

2. 本定義書の変更

- (1) 当社は、電気需給約款第2条の規定に基づき本定義書を変更することがあります。
- (2) 本定義書の変更に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款第2条第2項の規定に基づき行うものとします。

3. 定義

本定義書において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。なお、電気需給約款に定義される用語は、別段の定めがない限り、本定義書においても同様の定義で使います。

- (1) 従量料金
別表第1に基づき、お客さまの使用電力量に応じて算定される料金をいいます。
- (2) 容量拠出金相当額
別表第2に基づき、お客さまの使用日数に応じて算定される料金をいいます。

4. 適用条件

本定義書に基づく電気料金メニュー（以下「本メニュー」といいます。）は、電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が60アンペア以下であること、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること、契約容量が50キロボルトアンペア未満であること、または契約電力が50キロワット未満であること。
- ② 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流、最大需要容量または契約容量と契約電力の合計（契約電流の場合は、10アンペアを1キロワットとみなします。最大需要容量または契約容量の場合は、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望し、かつ当社が承諾したときは、前項に該当し、かつ本項の契約電流、最大需要容量または契約容量と契約電力の合計が50

キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者はお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

6. 契約電流、最大需要容量、契約容量および契約電力

契約電流、最大需要容量、契約容量および契約電力は、以下のとおりとします。

- (1) 北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリアおよび九州エリアにおいて、契約電流は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値に決定することがあります。
 - ① 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、需給開始時点で需給場所ごとに設定されている契約電流の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐこと、または当社指定の値とすることがあります。
 - ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が不明の場合は、当社指定の値とすることがあります。
 - ③ 当社の他の電気料金メニューから本メニューに電気需給契約を変更する場合は、原則として、他の電気料金メニューの電気需給契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。
- (3) 関西エリア、中国エリアおよび四国エリアにおいて、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情から必要に応じて、お客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって行います。
- (4) 一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別す

るための装置を取り付けることがあります。

- (5) 契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。
- ① 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値とします。ただし、需給開始時点で需給場所ごとに設定されている契約容量の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐこと、または当社指定の値とすることがあります。
 - ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値とします。ただし、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が不明の場合は、当社指定の値とすることがあります。
 - ③ 当社の他の電気料金メニューから本メニューに電気需給契約を変更する場合は、原則として、他の電気料金メニューの電気需給契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。
- (6) 契約容量は、前項にかかわらず、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下の算式により算定した値に決定することがあります。なお、契約主開閉器の定格電流に基づき計算された値となる場合は、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。
- ① 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× $(1 \div 1000)$
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
 - ② 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× $1.732 \times (1 \div 1000)$
- (7) 各月の契約電力は、以下の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
- ① 新たに当社から電気の供給を受ける場合、需給開始日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と需給開始日から前月まで（特別の事情がある場合は、需給開始日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
 - ② 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの

期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を上回るときのその 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。

- ③ 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときの減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、需要場所における負荷設備の内容、電気の使用状況等に基づき、お客さまとの協議によって定めた値とします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合とします。）の契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

7. 電気料金

- (1) 電気料金は、以下の合計に消費税等相当額を加えた金額とします。
- ① 別表第 1 によって算定される従量料金
 - ② 別表第 2 によって算定される容量拠出金相当額
 - ③ 別表第 3 によって算定される再生可能エネルギー発電促進賦課金から消費税等相当額を除いた金額
- (2) 本メニューに加え、付帯メニューやキャンペーンが適用される場合は、その全てを反映した後の合計に消費税等相当額を加えて電気料金を算定します。

8. 適用期間

- (1) 本メニューの適用開始日は、電気需給約款第 6 条に定める電気需給契約の申し込みの場合、電気需給約款第 9 条第 1 項に定める需給開始日とします。電気需給約款第 27 条に定める電気料金メニューの変更の場合は、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日または検針日とします。
- (2) 本メニューの適用期間は、前項に定める適用開始日から電気需給約款第 29 条および

第 30 条に定める解約日または終了日までの期間とします。

9. 契約電流または契約容量の変更

- (1) お客様は、やむを得ない場合を除き、お客様が新たに契約電流または契約容量を設定もしくは変更した後の計量日または検針日から 1 年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。
- (2) 契約電流または契約容量の変更に伴い、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款第 2 条第 2 項に準じます。

附則

1. 実施期日

本定義書は、2026 年 11 月 1 日より実施します。

別表

1. 従量料金

従量料金は、固定従量料金および変動従量料金の合計とします。

(1) 固定従量料金

固定従量料金は、その1月の使用電力量に固定従量料金単価を適用して算定します。
 なお、固定従量料金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。適用する固定従量料金単価は、以下のとおりとします。

エリア	単位	固定従量料金単価
北海道エリア	使用電力量 1キロワット時につき	22.00 円（税込 24.20 円）
東北エリア		22.90 円（税込 25.19 円）
東京エリア		21.50 円（税込 23.65 円）
中部エリア		22.20 円（税込 24.42 円）
北陸エリア		20.00 円（税込 22.00 円）
関西エリア		19.80 円（税込 21.78 円）
中国エリア		21.50 円（税込 23.65 円）
四国エリア		21.50 円（税込 23.65 円）
九州エリア		21.50 円（税込 23.65 円）

(2) 変動従量料金

変動従量料金は、30分ごとの使用電力量にその30分ごとのエリアプライス（一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場価格をいいます。）を適用して算定します。ただし、エリアプライスは変動する単価であり、上限はありません。なお、変動従量料金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。適用するエリアプライスは、以下のとおりとします。

エリア	エリアプライス
北海道エリア	エリアプライス北海道
東北エリア	エリアプライス東北
東京エリア	エリアプライス東京
中部エリア	エリアプライス中部
北陸エリア	エリアプライス北陸
関西エリア	エリアプライス関西

中国エリア	エリアプライス中国
四国エリア	エリアプライス四国
九州エリア	エリアプライス九州

2. 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、その1月の使用日数（実際に電気を使用された日数ではなく、電気需給約款第15条に定める使用期間の日数をいいます。）に容量拠出金相当額単価を適用して算定します。なお、容量拠出金相当額の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。適用する容量拠出金相当額単価は、当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客さまにお知らせします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客さまにお知らせします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

前項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日または検針日から翌年の4月の計量日または検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に第1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- ② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申し出の直後の4月の計量日または検針日から翌年の4月の計量日または検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日または検針日とします。）の前日までの期間において、前号にかかわらず、前号によって再生可

能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。